

小倉特許情報

 OGURA & CO.

小倉特許事務所

弁理士 小倉正明

事務所〒105-0004 東京都港区新橋5丁目13番4号 YMG新橋ビル5階

TELEPHONE:81-3-3436-2398 TELECOPIER(FAX):81-3-3436-1307

お問い合わせ E-mail : info@ogurapatent.com

12月号

2006・12・10

1. 平成19年度知的財産政策関連予算案等の概要について

知的財産立国の実現に向け、「経済成長戦略大綱」及び「知的財産推進計画2006」に沿って知的財産政策を強力に推進するための平成19年度知的財産政策関連予算案の概要が公表されました。

特に、審査の迅速化、中小企業支援、人材育成等についての増額がされています。

平成18年度予算額 1,186億円 平成19年度予算案 1,190億円

(特許庁HPより抜粋)

1. 先行技術調査外注の強化 184.9億円(167.1億円)

特許審査に必要な先行技術調査(文献検索)について、民間能力の活用を強化するため、登録調査機関の増大を図りつつ、外注件数の拡大(本年度:約20.4万件 平成19年度:22.6万件)及び内容の充実(審査効率の高い、審査官と検索実施者間での「対話型」報告の拡大)を行う。

2. 業務・システムの最適化 33.8億円(26.9億円)

「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき、審査・審判の迅速化、外部ユーザーへの情報提供の飛躍的向上、レガシーシステムからの脱却(ホストコンピュータからサーバーシステムへの移行)を可能とする基盤システムを構築する。(本年度から平成22年度までの5年計画)

3. 学術文献等のデータベース整備 2.1億円(新規)

出願が増加している重要技術分野に関する学術文献等をデータベース化し、審査の効率化を図る。

4. 任期付審査官の増員 98人

平成16年度から平成20年度までの5年間に於いて、合計500人を目標に任期付審査官を確保する。

(特許庁HPより抜粋)

2. 中小企業の権利取得等支援 12.1億円(6.0億円)

中小企業の知的財産権の取得に資する先行技術調査の支援を拡充するなど、きめ細かい対応を推進する。

<主要施策>

中小企業等特許先行技術調査支援事業 6.1億円(4.8億円)

中小企業・個人の特許出願について、出願人の依頼に応じて、調査事業者が先行技術調査を実施し、審査請求の判断材料を提供する。

「知財駆け込み寺」との連携事業 3.0億円(新規)

全国約3,000カ所に設置された「知財駆け込み寺」と連携して、中小企業に対する知財に関する相談会を行うとともに、経営指導員への指導を実施する。

地域における知財戦略支援人材の育成事業 2.2億円(1.0億円)

法律、技術等の専門家による支援チームを各地域で編成するとともに、支援チームによる中小企業の支援事例を蓄積し、その成果の普及啓発を図る。

地域団体商標制度等の周知、円滑な実施 0.7億円(0.2億円)

「地域団体商標」及び「小売業等商標」に関する説明会の開催、映像説明資料の作成・普及により、制度の普及啓発を図る。

(特許庁HPより抜粋)

1. 知的財産権情報の提供と人材育成の推進

142.3億円(127.7億円)

(独)工業所有権情報・研修館(本年4月から非公務員型に移行)と連携して、「知的財産立国」の実現に不可欠な基盤的取組である情報提供、人材育成を着実に推進する。

「特許電子図書館」について、特許公報の全文検索を開始し、出願人が予め十分な先行技術の調査を行えるようにする。

産業界、大学等の知財関係者に対し、審査官の有するノウハウを伝授する研修を行い、そのサーチ能力の向上を図る。

2. 発明の新規性喪失の例外規定(特許法第30条)の適用を受けるための手続について

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための特許法第30条第4項に基づく所定の手続きについて、出願人の負担が大きいものにつき以下のように簡素化されました。

《変更点》

公開の事実について、これまで必要であった研究集会や博覧会の開催者による証明書の提出不要。発明者、公開者及び出願人の関係について、これまで「納得できる説明をした書面」として必要であった関係者全員による宣誓書、譲渡人と譲受人との間で作成された特許を受ける権利についての権利譲渡書の提出不要。

刊行物への発表等によって公開した発明について、その発明内容全部が記載された書面を「証明する書面」としての提出不要。刊行物が外国語で記載されている場合の翻訳が必要な範囲が減少。

3. PCT関連手数料の改定について

為替レートの変動に伴い、国際出願手数料(2006年12月1日以降)及びヨーロッパ特許庁が行う場合の国際調査手数料(2006年11月15日以降)について下記のとおり改定されました。

(1) 国際出願手数料

・最初の30枚まで	121,800円	130,300円
・30枚を超える用紙1枚につき	1,300円	1,400円
・国際出願手数料からの減額		
PCT-SAFE(EASY)出願の場合	8,700円	9,300円
オンライン出願の場合	26,100円	27,900円

(2) ヨーロッパ特許庁が行う国際調査手数料 222,800円 238,100円

上記事項の詳細につきましては、下記URLを御覧下さい。

[平成19年度知的財産政策関連予算案等の概要]

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/h19_chizai_yosanan.htm

[発明の新規性喪失の例外規定(特許法第30条)の適用を受けるための手続について]

<http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/reigai.htm>

[PCT関連手数料改定のお知らせ]

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/pct_tesuukaitei.htm

以上